

徳島労働局発表
平成26年10月7日

担当	徳島労働局労働基準部監督課
	監督課長 吉岡 健一
	監察監督官 楠 健
	電話 088 - 652 - 9163

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

徳島労働局(局長:樋野 浩平)では、「長時間労働削減推進本部」(本部長:塩崎 恭久 厚生労働大臣)の決定を踏まえ、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、今回のキャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組を予定しています。(詳細は別紙)

【取組概要】

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、協力要請を行います。

2 重点監督を実施します

若者の「使い捨て」が疑われる企業や、長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場などへ監督指導を行います。

3 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル(無料)」を全国一斉に実施し、職員が相談に対応します。

実施日時 : 11月1日(土) 9:00～17:00

フリーダイヤル : 0120(794)713

過重労働解消キャンペーン特設ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 26 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(3) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、職員が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 26 年 11 月 1 日（土）9：00～17：00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 徳島労働局または県内の各労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

本年 9 月から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0120-811-610

月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

参考 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進するため、事業主、労務担当責任者等を対象に、全国8か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます。